

会 議 録

1 会議名

- ・令和3年度第5回清里区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

1) 諮問事項（公開）

- ・諮問第61号 上越市過疎地域持続的発展計画（案）について

2) 自主的審議事項（公開）

- ・家族への安心ノートについて

3) その他（公開）

- ・令和3年度清里区地域協議会視察日程（案）について
- ・令和3年度第6回清里区地域協議会の開催について

3 開催日時

- ・令和3年8月5日（木）午後3時から午後3時51分まで

4 開催場所

- ・清里区総合事務所 第3会議室

5 傍聴人の数

- ・3人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委員：古澤文夫（会長）、山川正平（副会長）、桑原正史、笹川重作、佐々木勝峰、
竹田恵理子、羽深正、保坂幸男、松永誠一、向橋マチ子
- ・事務局：清里区総合事務所：保倉所長、浅野次長、西山市民生活・福祉グループ長
（併教育・文化グループ長）、竹下班長、田村主査
自治・地域振興課：廣川副課長、東條副課長、仙田主任

8 発言の内容（要旨）

【浅野次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告する。

【古澤文夫会長】

・挨拶

【保倉所長】

・挨拶

【古澤文夫会長】

会議録の確認を松永誠一委員にお願いする。

次第4「諮問事項」諮問第61号上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、自治・地域振興課に説明を求める。

【廣川自治・地域振興課副課長】

・資料1により、諮問第61号上越市過疎地域持続的発展計画（案）について説明する。

【古澤文夫会長】

今の説明について、皆さんから質問等はあるか。

【古澤文夫会長】

名称が変わり、有効期限が令和13年3月31日までとなったが、清里区の場合、今までと変わらないということで解釈してよいのか。

【廣川自治・地域振興課副課長】

計画の内容について、大きな変更はない。

人口の減少傾向などいくつかの指標を組み合わせる中で、清里区は上越市過疎地域自立促進計画と同じように、今回の上越市過疎地域持続的発展計画（案）の対象地域となった。橋梁の整備やスクールバスの運行に係る経費に過疎債を充てることができるので、市役所として一生懸命取り組ませて頂きたい。

また、上越市の一般財源が非常に厳しい中で、有利な財源を活用できることは、事業を実現させるための大きな要因となるので、そういったものを組み合わせながら清里区の事業を進めていきたいと考えている。

ただし、国の方で過疎法が議論されている中で、政令都市や県庁所在地である大規模な都市、財政力が豊かな都市については、その都市の中に対象となる地域があっても、それは一つの自治体の中で対応していくべきであるという議論があり、今回の計画では除外されている。新潟県内においても、柏崎市は比較的財政力指数が高いということで、旧高柳の区域が過疎地域から除外されている。

国全体がすでに人口減少に向かっている状況で、10年先にまた同じような新法が施

行された時に、上越市が過疎計画、過疎債の対象になるかどうかは不明であるので、まずはこの10年間をしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

【古澤会長】

上越市の予算の中で、過疎債はどれくらいの金額になるのか。

【廣川自治・地域振興課副課長】

過疎債を発行するにはルールがあり、国全体でこのくらいと決められている。今年度であれば5,000億円であり、その中で全国の自治体ごとに今年度はこのくらいの過疎債の発行を予定しているとエントリーし、国から今年の過疎債の発行はこのくらいと割り振りがある。

上越市では毎年7億から8億円の過疎債を発行しており、この10年でだいたい70億から80億円という金額を事業に充てている。逆にこういった財源がないと、必要な事業を行うにも時間がかかったりするので、このような財源があるということは非常に大きなメリットであると考えている。

【古澤会長】

他に皆さん意見等はないか。

【松永誠一委員】

上越市では毎年7億から8億円の過疎債を発行して、事業費として利用しているのか。

【廣川自治・地域振興課副課長】

市内の様々な地域から、例えば道路修繕などの要望があるわけだが、当然のことながら市の単独の負担では全てに対応できないので、そういったものは過疎債を活用している。

ただ、どの自治体でも国へ過疎債の発行を申請し、協議をして発行額を割り当てられており、上越市では平均7億から8億円が割り振られ、道路修繕などの事業費として使われている。

【松永誠一委員】

償還は何年か。

【廣川自治・地域振興課副課長】

償還は、対象とする事業によって異なる。

道路を1,000万円で整備する場合、1,000万円の過疎債を発行するが、そのうちの7割である700万円が翌年すぐに国から地方交付税として交付されるのでは

なく、毎年100万円を返還するのであればそのうちの7割の70万円、10年で返還するのであれば10年間にわたって毎年70万円が地方交付税として交付される。あくまで返還するお金に対して7割のお金が地方交付税として交付されるのであって、一度に7割のお金が交付されるわけではない。

3割は自己負担となるので、そういう意味では計画的に進めなければならない。

【松永誠一委員】

自己負担は3割なのか。

【廣川自治・地域振興課副課長】

自治体としての負担は3割である。

【松永誠一委員】

過疎債の残高はいくらか。資料1の上越市過疎地域持続的発展計画(案)の15ページの地方債残高に含まれるのか。

【廣川自治・地域振興課副課長】

含まれる。単年度のフローである。

このページの歳入の部分に記載されている過疎債は、市が借金をして借り入れた金額となる。歳出の部分に記載されている過疎対策事業費は、ソフト事業も含まれるが過疎対策事業に関連するものとして市が支払う金額となる。

【古澤会長】

皆さん他に質問等はあるか。

過疎計画があるので、中山間地といった所は救われる。地方のためにあると言っても過言ではない。

【廣川自治・地域振興課副課長】

この法律自体が、議員立法であり、国全体で中山間地を支えていこうということである。我々としても、少しでも住み続けやすい環境整備をこのような事業を活用しながら進めてきた。

【古澤会長】

他に質問等はないか。

ないようなので、この件について皆さんの賛否を聞きたいと思う。

諮問第61号上越市過疎地域持続的発展計画(案)について、諮問の内容を適当と認めることとしてよいか。よいと思う方は挙手をお願いします。

(出席委員全員)

賛成多数なので、諮問第61号上越市過疎地域持続的発展計画(案)については適当と認めることとする。付帯意見なしとして答申することとして良いか。

(異議なし)

【古澤会長】

それでは、答申書(案)について、これから読み上げるがよろしいか。

上越市過疎地域持続的発展計画(案)について(答申)、令和3年7月29日付け上自第27069号の9で諮問のあった、諮問第61号：上越市過疎地域持続的発展計画(案)について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

これで答申したいと思うがよろしいか。

(異議なし)

【古澤会長】

では担当課に答申書を提出することにする。

自治・地域振興課の皆さんありがとうございました。

(自治・地域振興課退出)

【古澤会長】

次に次第5「自主的審議事項」に移る。

この件については、山川副会長が担当なので、よろしく願います。

【山川副会長】

この会議が始まる前に、専門部会を開催した。

皆さんからいろいろ意見をいただいていたわけだが、空き家を作らない、増やさないというのが始まりで、足掛け3年でたどり着いたのがこの「家族への安心ノート」である。だいたい形がまとまったわけだが、これから表紙の色や部数について意見をいただきたい。

まず表紙の色だが、前回の協議会の時に緑でどうかということになった。緑もいろいろ種類があるが、地域協議会だよりと同じこの色でどうか。

(異議なし)

2つ目に、最後のページを自由記載として沢山書いてもらえるように両面にしたが、裏表紙があったほうがよいので、片面とさせてもらった。

3つ目に部数であるが、全戸配布とし、清里区には約800世帯あるので800部作

成する。ただし、特別養護老人ホームみねの園については、施設と相談をして希望者に配布することとする。

最後に配布時期であるが、まず11月の中旬から下旬に清里区町内会長連絡協議会が開催されるので、その時に「家族への安心ノート」について説明し、各戸配布を依頼する。その後、11月下旬に広報じょうえつなどと一緒に全戸配布を予定している。

また、上越市のホームページに掲載し、皆で共有して使ってもらえればと考えている。
何か意見等あるか

(異議なし)

【山川副会長】

では、このように進めさせていただく。

家族への安心ノートは以上である。

【古澤会長】

次に次第6「その他」に入る。

まず、(1)令和3年度清里区地域協議会視察日程(案)について、事務局から説明を求める。

【竹下班長】

・資料2により説明

【古澤会長】

ただ今の、事務局からの説明について質問等あるか。

(質問等なし)

【古澤会長】

施設は新しくなっているが、私も見たことがない。

(有)グリーンファーム清里については、ブドウを栽培しており、(株)岩の原葡萄園と契約していくということである。スマート農業とか、清里区にいるが案外わからないということで選定させてもらった。

【古澤会長】

次に(2)第6回地域協議会の開催について、9月2日(木)の午後3時から、この会場で実施するが良いか。

(異議なし)

【古澤会長】

他に事務局から何かあるか。

【浅野次長】

皆様のお手元に配らせていただいた「きよさと未来予想図を作る会(ビレッジプラン2030 清里地区検討会)」について、説明する。清里区町内会長連絡協議会で説明をしたが、地域協議会の委員の皆さんにも清里区でこのような活動が始まったということを知っていただき、是非御支援、御協力をいただければと思っている。

- ・配布した資料により説明

【古澤会長】

浅野次長からの説明について何か意見等はあるか。

(意見等なし)

【古澤会長】

他に何かあるか。

【笹川重作委員】

市営バスについて聞きたい。プレゼンテーションの時のデザインとだいぶ違い、かなりあっさりしているように思うのだが、なぜか。

【浅野次長】

プレゼンテーションの時は、一応デザイン(案)として提示された。その後、清里まちづくり振興会と清里区総合事務所でデザイン(案)について協議をし、安全性や視認性という面から最終的にすっきりとしたくしりんを中心としたデザインとなった。

【古澤会長】

地域活動支援事業としては、金額的には変更申請となるのか。

【田村主査】

まだ実績報告が提出されていないが、若干金額は下がる見込みとなっている。内容を確認し、必要であれば変更申請の提出を依頼する。

【笹川重作委員】

プレゼンテーションの前に、市役所の担当課と打ち合わせをしたのではないか。

【田村主査】

市営バスに絵を描くことについては、担当課へ所見を伺い了承を得たが、具体的な内容については清里区総合事務所とよく相談をすること、市営バスの運行受託者が清里まちづくり振興会から違う事業者等へ変更となった場合は、清里まちづくり振興会の負担

で原型復帰して返却すること、という回答をもらっている。地域活動支援事業で担当課からの所見はあくまで市営バスに絵を描くことであつたので、デザインについては別途協議をした結果、若干の変更となつた。

【笹川重作委員】

了解した。

【古澤文夫会長】

よろしいか。他に意見はあるか。

意見等がないようなので、以上で第5回地域協議会を終了する。

最後に山川副会長から、閉会の挨拶をお願いします。

【山川正平副会長】

- ・閉会の挨拶

9 問合せ先

- ・清里区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL025-528-3111(内線225)

E-mail : kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

- ・別添の会議資料も併せてご覧ください。